

大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰売渡仕様書

1 概要

残骨灰に含まれる有価物（有価金属等）を再資源化するため、大分市葬斎場及び佐賀関火葬場（以下「大分市葬斎場等」という。）から発生する残骨灰に含まれる「残骨」「有価物」「有害物質」「その他の物」等について、市民感情や環境へ配慮し、その性質ごとに、関連法令等に基づき適正に処理することを目的として、大分市（以下「本市」という。）は残骨灰を売渡す。

買受者は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、本市に処理結果を報告するとともに、買受けた残骨灰重量に応じた金額を支払うものとする。

2 対象となる売渡物及び期間

- (1) 対象となる売渡物は、大分市葬斎場等で実施する、大分市葬斎場条例（昭和62年7月20日条例第18号）に規定する12歳以上の死体、12歳未満の死体、死産児、改葬遺骨、身体の一部等の火葬により発生し、遺族等による収骨の後、残された焼骨や灰等の全ての残骨灰とする。
- (2) 残骨灰中には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。
- (3) 対象となる期間は、令和6年3月28日から令和7年3月中の本市が指定する日までに火葬されたものとする。

3 契約種別及び数量

本契約は、残骨灰重量1kg当たりの単価契約（単位：円/kg）によるものとし、売渡額の算出の根拠とする残骨灰重量は、令和6年度分の残骨灰重量の実績報告数値とする。

【参考】 過去3年間の残骨灰の数量等実績

| 年度 | 対象施設名 | 火葬件数 | | 残骨灰重量 |
|-------|--------|--------|---------|-------------|
| | | | うち12歳以上 | |
| 令和5年度 | 大分市葬斎場 | 5,521件 | 5,313件 | 12,025.83kg |
| | 佐賀関火葬場 | 261件 | 205件 | 386.94kg |
| | 計 | 5,782件 | 5,518件 | 12,412.77kg |
| 令和4年度 | 大分市葬斎場 | 5,678件 | 5,358件 | 12,564.50kg |
| | 佐賀関火葬場 | 249件 | 242件 | 460.00kg |
| | 計 | 5,927件 | 5,600件 | 13,024.50kg |
| 令和3年度 | 大分市葬斎場 | 5,067件 | 4,813件 | 10,815.00kg |
| | 佐賀関火葬場 | 197件 | 192件 | 390.00kg |
| | 計 | 5,264件 | 5,005件 | 11,205.00kg |

4 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

5 売渡物の排出場所及び設備等

(1) 大分市葬斎場

所在地 大分市大字竹中562番地の1

火葬炉の形式 台車式火葬炉16基（火葬炉メーカー:株式会社宮本工業所）

集塵設備 あり

台車保護剤の使用 あり

保管場所 別紙「大分市葬斎場案内図及び進入経路図」のとおり

(2) 佐賀関火葬場

所在地 大分市大字佐賀関2865番地

火葬炉の形式 台車式火葬炉2基（火葬炉メーカー:富士建設工業株式会社）

集塵設備 なし

台車保護剤の使用 あり

保管場所 別紙「佐賀関火葬場案内図及び進入経路図」のとおり

6 予納と清算

(1) 本契約成立後、買受者は売渡物の受渡の開始の前までに、本市の請求に基づき、次のとおり予納金額を納入するものとする。なお、予納金額の算定については、下記のとおりとする。

（算定根拠）

大分市葬斎場等の令和5年度の残骨灰重量（A）を令和5年度の火葬件数（B）で除して計算した数値に、令和6年度の想定火葬件数（C）を乗じて計算した数値を令和6年度の想定残骨灰重量（D）（10円未満切捨とする。）とする。

| | | | |
|------|---------------|-------------|-----|
| 【参考】 | 令和5年度の残骨灰重量 | 12,412.77kg | (A) |
| | 令和5年度の火葬件数 | 5,782件 | (B) |
| | 令和6年度の想定火葬件数 | 5,800件 | (C) |
| | 令和6年度の想定残骨灰重量 | 12,450.00kg | (D) |

$$\boxed{\text{予納金額（1円未満切捨）} = (A) \div (B) \times (C) \times \text{契約単価} \times 110\%}$$

(2) 対象となる期間の残骨灰重量確定後、本市及び買受者は令和7年3月31日までに予納金を清算するものとする。清算にあっては、次のとおり売渡金額の確定額を算出し、確定した残骨灰重量が想定残骨灰重量を超過した場合は、買受者は売渡金と予納金との差額を本市の請求に基づき令和7年4月末までに追加納付するものとし、想定残骨灰重量未滿となった場合は、本市は買受者に対し売渡金と予納金の差額を令和7年4月末までに還付するものとする。

$$\boxed{\text{確定金額（1円未満切捨）} = \text{残骨灰重量（実数）} \times \text{契約単価} \times 110\%}$$

7 売渡物受渡の事前準備

- (1) 買受者は、本契約締結後、初回の受渡の日に大分市葬斎場等が必要と認める数量及び規格の残骨灰収容容器を用意し、大分市葬斎場等に提供しなければならない。ただし、売渡者の承諾を得た場合は、複数回に分けて提供することができる。なお、初回の受渡においては、既で使用されている大分市葬斎場等備え付けの収容容器（米袋30kg）で搬出することができるものとし、次回受渡の際には初回受渡数量と同数の収容容器を新規で用意し返却するものとする。
- (2) 搬出に要する資機材は買受者が用意する。

8 売渡物の受渡及び運搬

- (1) 買受者は「2 対象となる売渡物及び期間」に定める残骨灰のうち、本市が引き取りを求める全てを引き受けなければならない。
- (2) 受渡の日時は、本市及び買受者の協議により決定する。なお、大分市葬斎場と佐賀関火葬場の受渡の日は原則同日とする。
- (3) 受渡の回数は、本契約締結日以降、年間4～5回とする。ただし、売渡物の排出場所の都合上必要があるときは、本市及び買受者の協議により受渡回数を変更することができるものとする。
- (4) 売渡物の受渡は、本市が指定する場所とする。
- (5) 売渡物の受渡において、売渡物が買受者の運搬車両に全て積載されたときは、大分市葬斎場等担当者及び業務責任者等選任通知書（様式第1号）に記載された業務責任者又は従事者は、それぞれ売渡物受渡書（様式第2号）に署名すること。なお、売渡物受渡書は2通作成し、大分市葬斎場等担当者が割印の上、本市及び買受者の双方で1通ずつ保管する。
- (6) 大分市葬斎場等の場内への入場及び退場は、各施設の指示による方法・ルートによるものとする。
- (7) 売渡物が買受者の運搬車両に全て積載された後、買受者は当該積載に使用した場所及びその周辺の簡易清掃を実施するものとする。なお、当該簡易清掃の実施に係る電力及び水道の使用が必要なときは、「13 費用負担」の規定によらず、大分市葬斎場等から必要最小限の範囲内で無償使用することができる。
- (8) 売渡物の運搬に際しては、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう必要な措置を講じなければならない。
- (9) 売渡物の運搬は、売渡物運搬経路図（各排出場所の進入経路図）のとおり実施するとともに、関係法令等を遵守し適切に実施しなければならない。
- (10) 売渡物の所有権は、「5 売渡物の排出場所及び設備等」に掲げる施設の敷地を出た時点で本市から買受者に移転する。ただし、所有権が買受者に移転した売渡物において、本仕様書に記載された内容に限り、買受者はその履行義務を負う。
- (11) 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、本市に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

9 売渡物の受渡・計量方法

- (1) 売渡物の計量は、本市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器（質量計）により行うものとする。ただし、故障等により、受渡場所に設置している特定計量器による計量ができない場合には、本市が指定する別の施設で計量を行うものとする。なお、その際の費用（施設での計量に係る費用を除く）については、買受者の負担とする。
- (2) 売渡物の計量は、原則1袋ずつ行うものとする。ただし、本市の承諾を得た場合は、必要な資機材等を買受者が持参したうえで、複数の袋をまとめて計量できる。なお、特定計量器への運搬及び車両への積込作業は買受者が行うものとする。
- (3) 売渡物の計量数値は、特定計量器のデータ出力機能を用いて本市が所有するPCに出力された数値を真とし、本市と買受者の双方が立会いのもと、確認を行うものとする。なお、計量数値の有効数字は、計量に使用する特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。
- (4) 売渡物の重量は、前項で確認した計量数値の合計（A）から風袋（残骨灰収容容器等）の重量の合計（D）（小数点第3位以下切捨）を差し引いた重量とし、売渡物受渡書（様式第2号）の提出を受けた後、本市が売渡物計量伝票を作成し、買受者に通知するものとする。
- (5) 残骨灰収容容器1個当たりの重量（B）は、初回及び残骨灰収容容器の種類を変更した場合に、本市と買受者の双方が立会いのもと、特定計量器を用いて計量し、決定する。

| | | |
|--------------------|-------------|-----|
| 【参考】 特定計量器の計量数値の合計 | 3, 454.65kg | (A) |
| 残骨灰収容容器1個当たりの重量 | 0.25kg | (B) |
| 残骨灰収容容器の個数 | 357袋 | (C) |
| 残骨灰収容容器の重量の合計 | 89.25kg | (D) |

$$\text{売渡物重量} = (A) - (B) \times (C)$$

【参考】特定計量器（株式会社クボタ製・KL-IP2-K400B）

| | | | |
|-----------|------------------|-----------|----------|
| ひょう量：最小目量 | 200kg：0.05kg | | |
| 計量精度 | 3級（1/4000） | | |
| のせ台寸法 | 550(W)×700(D) mm | | |
| オプション機能 | ACアダプタ | ジャーナルプリンタ | USBコンバータ |

10 分別

買受者は、売渡物について、「残骨」「有価物」「有害物質」「その他の物」に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

11 残骨の処理

- (1) 買受者は、分別したもののうち、「残骨」にあたるものは、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋蔵しなければならない。
- (2) 全ての工程において、本市以外の火葬場等から搬入した残骨灰と大分市葬斎場等から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取り扱うこととする。

- (3) 埋蔵地については、本市から遺族等に公表するため、遺族等が参拝できる埋蔵地とし、永代供養地として九州管内（沖縄県及び離島を除く）に確保することとし、それ以外の場所に搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。
- (4) 埋蔵地又はその近接地に、遺族等が参拝できる供養塔（碑石形像類等）を設置する。

12 有価物の処理

買受者は、分別したもののうち、「有価物」にあたるものは、極力売却処分を行うとともに、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ資源の再資源化を図ることとする。

13 有害物質等の処理

- (1) 買受者は、買受した残骨灰に含まれる有害物質について、当該残骨灰に含まれる有害物質を適正に測定し、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に関係法令等を遵守の上、無害化処理等を行うこととする。
- (2) 残骨、有価物、有害物質以外のその他の物については、関係法令等を遵守の上、適切に処理すること。また、マニフェスト（産業廃棄物管理票）など、一連の処理の過程、処理量及び最終処分場所が確認できる書類を本市に提出しなければならない。

14 費用負担

本契約の履行に際して必要と認める費用は、全て買受者が負担する。

15 立入調査等

- (1) 本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、本市は、買受者が実施する当該売渡物処理に関連する施設（買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。）への報告徴収、立入調査、書類審査等（以下、「立入調査等」という。）を実施することができるものとする。
- (2) 買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

16 契約締結後14日以内に提出する書類

買受者は本契約締結後14日以内に以下の書類を本市に提出しなければならない。

- (1) 「業務責任者等選任通知書（様式第1号）」

買受者は、本契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本契約に係る「業務責任者（本契約を指揮監督する者）」「従事者（本契約に係る売渡物の引取・運搬に従事する者）」「運搬車両（本契約に係る売渡物の引取・運搬に使用する車両）の名称、自動車登録番号、最大積載量」について「業務責任者等選任通知書（様式第1号）」に必要事項を記載し、買受者の代表者印を押印の上、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。

- (2) 買受者処理施設の概要

買受者は、本契約における売渡物の分別等を行う買受者処理施設の概要が分かる書類（様式等任意）を「業務責任者等選任通知書（様式第1号）」に添付し、本契約締結後14日以内に本市に提出しなければならない。ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様である場合は、省略することができる。

(3) 埋蔵・処理・再資源化等の工程の概要

買受者は、本契約における売渡物の埋蔵・処理・再資源化等の工程の概要が分かる書類（様式等任意）を「業務責任者等選任通知書（様式第1号）」に添付し、本市に対し、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様である場合は、省略することができる。

(4) 永代供養地の概要

買受者は、本契約に係る永代供養地の概要が分かる書類（様式等任意）を「業務責任者等選任通知書（様式第1号）」に添付し、本契約締結後14日以内に本市に提出しなければならない。

なお、永代供養地については、買受者が所有する墓地等に係る都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可に関する書類又は買受者が提携する墓地等については、買受者が引取りをした売渡物を分別した「残骨」を「買受者が提携する墓地等」に埋蔵することができることを示す書面（契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。ただし「買受者が提携する墓地等」の印が押印してあるものに限る。）を本契約締結後14日以内に本市に提出しなければならない。

ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様である場合は、省略することができる。

17 処理及び契約期間完了後の提出書類

(1) 「売渡物受渡書（様式第2号）」

買受者は、「売渡物受渡書（様式第2号）」に必要事項を記載し、業務責任者又は従事者の記名（自署）の上、履行日終了後7日以内に本市に提出しなければならない。

(2) 「売渡物処理等報告書（様式第3号）」

買受者は分別した売渡物の埋蔵・処理・再資源化等の処理状況が分かるよう、「売渡物処理等報告書（様式第3号）」に必要事項を記載し、買受者の代表者印を押印の上、各回の履行完了後本市に提出しなければならない。

また、「売渡物処理等報告書（様式第3号）」には、売渡物の処理工程・状況や埋蔵先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることので分かる書類（マニフェストの写し等）を添付しなければならない。

(3) 報告要請への対応

本市は、本契約に関して、必要に応じ、買受者に対し売渡物の埋蔵・処理・再資源化等に関する(1)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受者は本市の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

18 保存義務

(1) 各種報告書等

買受者は、本契約に係る各種報告書や伝票を本契約の履行期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

(2) 処理等に係る業務記録

買受者は、本契約に係る埋蔵・処理・再資源化等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、履行回数ごとにまとめて本契約の履行期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

(3) 開示義務

買受者は、本市から(1)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本履行期間終了後でも遅滞なくその要請に応じなければならない。

19 その他

(1) 本売渡仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本売渡契約書を準用する。

(2) 本売渡仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び買受者で協議するものとする。